

キャッシュレス・消費者還元事業に伴う不当な取引に関する利用者への留意事項

当社は、なりすまし取引や架空取引等、以下の不当な取引※が発見された場合には、利用規約（以下、「本規約」とします。）13条※に基づいて、これらの取引に対応するDigiCash残高付与の停止（既にDigiCash残高が付与されている場合にはDigiCash残高が減算されます）のみならず、本サービスの利用自体の停止や、本規約第16条第2項※に基づいて、当該取引により国、補助金事務局又は当社が被った一切の損害の賠償の請求を行うことがあります。

※「不当な取引」：

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

※【ご参考】

第13条 免責事項

1. 利用者又は利用者が保有するDigiCashが以下のいずれかに該当、又は該当するおそれがある場合、当社は、当社の判断により、本サービスの利用を取り消すか、本サービスの利用を中断若しくは停止することができるものとします。

- (1) 不正な手段若しくは当社が推奨しない入手方法にてDigiCashを取得し、又は不正な手段により取得されたDigiCashの残高であることを知りながら利用した場合。
- (2) DigiCashの残高が改竄、偽造又は変造されたものである場合。
- (3) 利用者がリアルマネートレード又はマネー・ローンダリングに該当する行為若しくはこ

れらに類似する行為を行っている」と当社が判断した場合。

(4)利用者が本規約に違反した場合。

(5)警察や裁判所その他の行政機関から要請又は命令があった場合。

(6)上記の他、当社が不適切と判断した場合。

2.前項の場合、利用を停止されたDigiCash残高は失効するものとし、当社は、DigiCashを利用できないことにより利用者に生じた損害及び失効した残高について、一切責任を負わず、また、利用者に対し何ら補償も行わないものとします。また、利用者が保有するDigiCashを第三者が利用した場合も同様とします。

第16条 損害賠償

2. 利用者は、本規約に違反したことにより当社、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。